

議案第 91 号

つくば市文化芸術基本条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 3 年 6 月 3 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市文化芸術基本条例の一部を改正する条例

つくば市文化芸術基本条例（平成16年つくば市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 市議会議員

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

つくば市文化芸術審議会委員の選出に当たって、住民代表としてつくば市議会議員を任命できるようにするため、この条例案を提出するものである。

つくば市文化芸術基本条例（平成16年つくば市条例第35号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第10条（略） （委員）</p> <p>第11条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。</p> <p><u>(1) 市議会議員</u> <u>(2)・(3)</u>（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>第12条（以下略）</p>	<p>第1条—第10条（略） （委員）</p> <p>第11条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。</p> <p><u>(1)・(2)</u>（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>第12条（以下略）</p>